

「児童虐待防止法」の制定と子ども観の変容

高橋靖幸（立正大学）

研究課題

1933（昭和8）年、日本で初めて児童への虐待を取り締まる法律「児童虐待防止法」が制定された。この法律の誕生は、日本社会において虐待される子どもへの実務的な取り組みを変容させたのみならず、子どもへの関心、まなざし、記述のあり方をも変容させた。本発表の課題は、「児童虐待防止法」制定前後の子どもに関する記述の変容を検討することを通じて、戦前期の日本の社会問題のなかで構築された近代的な子ども観の様相を明らかにすることにある。

問題の背景と分析の視点

日本において児童への虐待が問題としてクレイムされはじめたのは、「児童虐待防止法」制定よりおよそ30年以上前の明治期中頃にまでさかのぼる。明治期のはじめより新聞記事に登場していた「継子いじめ」や「貰い子殺し」の問題が、明治30年代になって「虐待」という言葉を伴い語られるようになったのがその始まりである（高橋 2013）。その後、明治40年代になると「児童虐待」ということが新聞記事のなかで定着しはじめ、児童への虐待の問題が社会の関心として高まりをみせると、社会問題の構築の過程は虐待を防止するための法律を求める「政策策定 policymaking」（Best 2012: 24）の段階へと移行していくのだった。

その後、1933（昭和8）年に「児童虐待防止法」は制定されるが、この児童への虐待を取り締まる法律の制定は、ふたつの意味で社会を変える契機となった。ひとつは、虐待の被害者とされた子どもを保護する手続きが準備されるなど、虐待されたとされる子どもに対して実務的な対策が国家によって講じられるようになったこと。そしてもうひとつの重要な変化が、「児童虐待防止法」を軸にして子どもについての新たな語りが社会のなかで生成されるようになったことである。

政策策定の過程においては、子どもの生活が調査され、またそれに伴い子どもについての語りが生み出されるなどして、新たな子ども観が社会のなかで構築される。さらに法律が実際に施行されると、今度はその「政策の結果 policy outcome」（Best 2012: 24）が議論され、そのなかで子ども観がまた新たに構築されていくのだった。本発表は、「児童虐待防止法」に関する帝国議会議事録や新聞・雑誌記事の分析を中心に、戦前期に児童虐待が社会問題として議論されるなかで構築されていった子ども観について考察を行う。

政策策定の過程に向かう児童虐待問題

(1) 児童虐待の社会問題化

昭和期に入り、内務省社会局は「児童虐待防止法」の立案に具体的に着手する。1931（昭和6）年4月、内務省は社会事業調査会に児童虐待防止に関する内容を諮問。これをうけた調査会は特別委員会での検討ののち、同年7月に「児童虐待防止に関する法律案要綱」を答申する。この答申のもと児童虐待防止法案は内務省社会局において成案を得て、1933（昭和8）年に第64回帝国議会へ提出され制定されるに至るのだった。

しかし、児童虐待防止に関する内務省から社会事業調査会への諮問は、何の脈絡もなく1931（昭和6）年になって突然現れ出たわけではない。社会事業調査会の前身である救済事業調査会が1918（大正7）年にはすでに設置されており、この時期より児童虐待防止の法制化に向けた検討は行われてきた。しかしながら昭和のこの時期に児童虐待防止が具体的に法制化へ向けて舵を切ったのには理由があった。その大きな契機が、児童虐待の新たな社会問題化であった。

先述したとおり、児童虐待は明治40年代には社会問題としての地位をすでに獲得していた。そうであるからこそ、救済事業調査会の調査項目としても児童虐待の問題は掲げられていたのである。しかしその後、虐待防止の

法制化の必要性が叫ばれながらも実現までには至らなかった。ところが昭和期に入ると児童虐待防止に関する法律案の議会提出を後押しする流れが社会のなかで作られていくこととなった。それが1930（昭和5）年4月の「板橋岩ノ坂貫い子殺し事件」を発端にして新たに高まりをみせた児童虐待の社会問題化であった。

この「岩ノ坂事件」が新聞紙上でセンセーショナルに伝えられると貫い子殺しの問題は大きな話題を呼び、そして今度は同様の貫い子殺し事件が他の地域でも次々と「発見」されていくなどして、貫い子殺し事件は次第に社会問題の様相を呈するようになっていった。このようにして児童虐待が社会問題化すると、児童虐待防止の法制化の議論は具体的なかたちで行われるようになっていき、そしてこれが上記の内務省社会局における取り組みへと繋がっていくのだった。

(2) 児童虐待問題の新たな局面と問題の移行

1930（昭和5）年、貫い子殺し事件が社会問題として新聞紙面を賑わしたのとちょうど同じ時期、内務省社会局はひとつの社会調査の結果を公表する。同年9月、全国の虐待児童数の調査結果が報告され、これがまた社会問題としての児童虐待の議論に拍車をかけたのだった。しかしこの社会調査のなかで報告されたのは、貫い子その他の「被虐待児童」の数に加え、「曲馬、軽業その他これに類する危険な諸芸に使用される児童」「公衆の観覧に供されていた不具奇形児」「特殊の業務に従事する児童」「報酬をもって養育される児童」の数であった。

この調査結果をもとに新聞が大々的に伝えたのは、児童虐待問題の新たな局面とその数の大きさであった。それまで貫い子殺しを中心に児童虐待問題が語られていたのが、この調査結果を機に危険な諸芸に携わる児童や特殊な業務に従事する児童などの実態に光が当てられ、そうした虐待児童の数の多さがセンセーショナルに記事にされると、児童虐待問題の議論の中心は徐々に児童労働の問題へと移行していくのだった。

そのことは先に挙げた1931（昭和6）年の「児童虐待防止に関する法律案要綱」のなかでも具体的に明示されることになった。要綱では児童の特殊な労働を禁止する規定が細かく記され、児童虐待問題の中心が貫い子殺しではなく児童労働にあることが示された。ま

たこの要綱の内容をいち早く報じる新聞記事の主見出しをみても（「読売新聞」1931年6月3日付け）、「曲馬團、行商等から影を絶つ薄倅児」とあり、袖見出しで文字フォントを落として「子貫い常習者などにも制裁」と書かれ、児童虐待防止法が対象とする児童虐待問題の取り上げ方に変化がみられるようになっていくのであった。

本発表は、貫い子殺し事件を契機に改めて社会問題化した児童虐待の問題がその後児童労働の問題を中心に議論されるようになっていったという理解のもとに、児童虐待防止の「政策策定」の過程で構築されていく子ども観について、そして法律施行後に児童虐待問題の進展が語られる「政策の結果」の過程で構築されていく子ども観について明らかにしていく。

しかし本発表が目指すのは、単に「児童虐待防止法」の制定によって「保護と教育の対象としての児童」という近代的な子ども観が社会のなかに成立したという主張を提起することにあるのではない。確かに、「児童虐待防止法」の法制化の過程では、明治期以降に展開された児童の就学義務の議論や工場法／工業労働者最低年齢法の議論、そして船員最低年齢法の議論などにおいては無視されてきた貧しい「子ども」の姿に光が当てられ、かれらを新たに保護と教育の対象としてとらえる枠組みが形成された。その意味で「児童虐待防止法」は、保護され教育されるべき対象としてひとつの実体をもつ普遍的な「子ども」なるものの構築に寄与することになったともいえる。

しかし同時に「児童虐待防止法」の成立は、子どもと大人の境界線を整理することが困難な事態であることについて社会が多くのことを語らざるを得ない現実を構成することにもなるのだった。子どもを保護する法律の制定は、保護と教育といった統一的な近代的子ども観を社会のなかに定着させるとともに、そうした子ども観には内包されない／内包できない「子ども」の姿を同時に見出すことにもなったのである。

Best, Joel, 2012, *Social Problems (Second Edition)*, New York: W. W. Norton Company.

高橋靖幸, 2013, 「明治期における『児童虐待』の社会的構築」『子ども社会研究』19, 77-90（近刊）.